

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年2月26日から同年3月18日まで縦覧に供する。

平成22年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村上地区	東かがわ市事業部経済課
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷上地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引田地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原間地区	”
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松原地区	”